

徳島県立那賀高等学校 部活動 同好会活動方針

令和7年4月

1 活動の基本方針

- (1) 那賀高等学校の部活動・同好会活動（以下部活動等）は、緑豊かな自然と魅力あふれる地域の中で、生徒一人一人の自主的・自発的な参加により、自己実現を図るための活動とする。
- (2) 生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、自己肯定感や責任感及び部員同士の連帯感を高めていくための活動とする。
- (3) 生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培う活動とする。

2 適切な運営のための体制について

- (1) 部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動を推進するため、運営方法について検討・点検・協議ができる校内組織「部活動適正化推進委員会」を設置し、コンプライアンス意識及び全体的な活動の質の向上を図る。
- (2) 部活動等の顧問は各部に複数顧問制や外部指導者の導入等を行い、指導内容の充実や生徒の安全を確保する。
- (3) 部活動等は各部ごとの活動計画のもと活動を行い、実績等をホームページ等へ掲載し、公表する。また、会計報告については、年度ごとに適切に行う。

3 活動の推進のための取組について

- (1) 部活動等の顧問及び外部指導者は、生徒それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。
- (2) 効率的・効果的な練習・活動を積極的に導入し、特に運動系の部活動等については、スポーツ医・科学的な見地に立ったトレーニングを行う。
- (3) 生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないように考慮し、参加する大会等を適宜精選する。
- (4) 部活動等の顧問及び外部指導者の不適切な指導がないよう相互観察などを推進し、体罰・ハラスメントを根絶する。

4 適切な休養日等の設定について

- (1) 部活動等における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、週当たり2日以上の休養日を設ける。（平日1日、休日1日以上の休養日を設ける。）また、長期休業中においても原則、学期中に準じる。
- (2) 1日の活動時間は、原則として平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度を基本とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (3) 休養日及び活動時間等の設定については、競技の特性や大会等の事情を踏まえながら各部ごとに定める。

5 地域等の連携について

- (1) 学校種を越え、合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。
- (2) 地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携や保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。

6 その他

- (1) 部活動等の実施における事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。